



初めての一人暮らしで気を付けたい

5大消費者トラブル

成年年齢引下げにより、18歳19歳の若者も1人の大人として自分の意思で契約することになります。一度契約が成立すると、原則として一方の都合だけでやめることはできません。家族に相談するなどし、よく考えてから契約しましょう。

1. 住宅の賃貸借トラブル

- 建物の外観や周辺環境を現地に行って確認し、契約前に契約書類の内容をよく確認する。
- 入居前に、部屋の各所を写真に撮る。(傷や汚れの有無にかかわらず)
- トラブルがあったらすぐに貸主側に相談する。
- 退去時の精算内容に納得できなければ説明を求める。



新生活のスタート！
契約はよく考えて
慎重に！！



山形県消費生活センター
キャラクター ケロちゃん

2. 引越し関連トラブル

- 契約時は「標準引越運送約款」をよく読む。
- 引越し完了後、すぐに荷物を確認する。
- 不用品の処分はお住まいの市町村のルールで行う。



3. 訪問販売トラブル

- 急かされてもその場で契約せず、家族などに相談して検討する。
- 契約したくないときはきっぱり断る。
- 訪問販売での契約は、「クーリング・オフ」ができる場合がある。



4. 儲け話トラブル

- うまい話にとびつかない。
- 「簡単に稼げる」「すぐに元が取れる」等の言葉を鵜呑みにしない。
- 友人や先輩に誘われて断りなくとも、「契約しない」ときっぱり断る。
- 借金をしてまで投資や副業等を始めない。



5. 通信契約トラブル

- 料金プランやサービス内容を書面でもしっかりと確認し、説明を受ける。
- 契約変更する場合も、契約内容をきちんと確認する。



消費者トラブルにあった場合は、次のところまでお電話ください。

☎ 消費者ホットライン『188』 ➡ 最寄りの消費生活センターにつながります。

(土日祝日は国民生活センター対応：午前10時～午後4時受付 ※年末年始を除く)

☎ 上記時間外は警察相談専用電話『#9110』へ (24時間対応)





ケロちゃんの消費者トラブル啓発動画

「お試しのつもりが定期購入に!？」

アップロードしました。



定期購入に関する相談が後
を断ちません。

低価格を強調し、注文を急が
せたりする販売サイトには特
に注意しましょう。定期購入が
条件かもしれません！

動画は、

★【県公式】やまがた Channel-YouTube で視聴できます。

★山形県ホームページ→「公式SNS」→「YouTube」からも進むことが
できます。

消費生活無料法律相談会開催日



- ・4月 5日(水) [午後1時30分から]
- ・5月10日(水) [午後3時30分まで]

※相談時間はお一人様30分となります。事前予約制となっておりますので、庄内消費生活センターまでお問い合わせください。



～消費生活出前講座のご案内～

庄内消費生活センターでは、悪質商法・架空請求・契約トラブルなどの被害未然防止や、消費生活に関する知識の普及・向上を図るための無料出前講座を開催しています。講師が出向き、最近の事例を交えながら、トラブルの対処方法等について説明します。

講座に関するお問い合わせ・お申し込み専用 TEL:0235-66-5453

庄内消費生活センター

東田川郡三川町大字横山字袖東19-1 (山形県庄内総合支庁内)

《開設時間》 午前9時～午後5時 (土日祝日・年末年始を除く)

《電話番号》 0235-66-5451

※来庁の際は事前にご連絡ください(要予約)。

★消費者ホットライン(188)もご利用ください

1人で悩まず
相談してケロ!



交通事故相談所も併設しております。交通事故でお困りの方はご相談ください。

山形県交通事故相談所 庄内支所 TEL:0235-66-5452